

青森大学知的財産審査委員会規程

(目的)

第1条 青森大学（以下「本学」という。）は、学則1条において学術の理論と応用を教授研究して地域社会の向上に資することを目的としており、その教授研究活動等において成果が創作された場合、その成果を創作した本学の教職員等の権利を保障するとともに、知的財産の創作及び研究意欲の向上を図るため、本学の教職員等が創作した知的財産の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の用語は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 知的財産とは次のものをいう。

ア 特許権の対象となるものについては発明

イ 実用新案権の対象となるものについては考案

ウ 意匠権の対象となるものについては意匠

エ 商標権の対象となるものについては商標

オ 回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースについては創作物

カ 品種登録に係る権利の対象となるものについては品種

キ 著作者の権利対象となるもの（プログラム及びデータベースを除く。）については著作物

ク ノウハウ等を対象とするものについては案出物

(2) 職務発明等

本学等の予算その他の支援のもとに行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等によって本学の教職員等が創作した知的財産をいう。

(3) 知的財産権

次のアからエに示されるものをいう。

(ア) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(イ) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(ウ) 著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第28条までに規定する著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

(エ) アからウまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるもので、創作者が所属する学部の長(以下「所属機関長」という。)が特に指定する権利(以下「特定ノウハウ等」という。)

(4) 本学の教職員とは次の者をいう。

(ア) 本学の教職員(契約教育職員, 契約専門職員, 非常勤職員, 外国人研究員及び再雇用職員を含む。)

(イ) 研究員, 学部学生, 研究生, 客員研究員等で, 本学と研究成果又は開発物について契約を交わしている者

(5) 権利保護のために必要な所定の手続とは, 出願等特許出願, 登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

(6) 知的財産権の実施等 特許法第2条第3項に定める行為とは, 知的財産権の実施等 特許法第2条第3項に定める行為, 実用新案法第2条第3項に定める行為, 意匠法第2条第3項に定める行為, 商標法第2条第3項に定める行為, 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為, 種苗法第2条第5項に定める行為, 著作物の利用並びに特定ノウハウ等の使用をいう。

(権利の帰属等)

第3条 本学は, 次に定めるところにより職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し, これを所有するものとする。ただし, 特別の事情があると本学が認めるときは, 職務発明等に係る知的財産権を教職員等に帰属させることができる。

(1) 発明及び実用新案 本学の職務において教職員等が創作した発明及び実用新案 に関する権利は本学帰属とする。

(2) 意匠 本学の特定プロジェクトにおいて創作された意匠は本学の帰属とする。

(3) 本学の経営戦略等に基づいて創作された商標は本学帰属とする。

(4) 著作物 本学の業務として実施されるプロジェクト等において創作された著作物に関する権利は本学帰属とする。ただし, 通常の教育研究活動に基づいて 創作した著作物(論文, 著書等)に関する権利は個人帰属とする。

(5) 本学の職務において創作した半導体回路配置並びにプログラム及びデータベースに関する権利は本学帰属とする。

(6) 本学の職務において創作した農林水産物の新品種に関する権利は本学本帰属とする。

(7) 本学の職務において創作した特定ノウハウ等は本学帰属とする。

2 前項本文の規定により本学が承継し, 所有した職務発明等に係る知的財産権のうち, 公的資金(直接経費が政府又は地方公共団体のみから提供された資金(独立行政法人等を通じて間接的に配分される委託事業費等を含む。)をいう。)による研究から得られた知的財産権

については、他の研究機関等から求められ、研究機関等の研究における知的財産権の使用の円滑化、研究の自由度の確保等の観点から必要と認められる場合には、別に定めるところにより、学長が知的財産権の実施許諾を行うことができるものとする。

(届出及び受理)

第4条 教職員等は、知的財産の創作を行ったときは、速やかに別に定める知的財産創作届を学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該教職員等に受理した旨を通知しなければならない。

(創作された知的財産の承継確認等)

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、第14条に規定する青森大学学知的財産審査委員会に創作された知的財産に関する事項を諮問し、その答申に基づき、創作された知的財産が職務発明等に該当するか否か、本学が承継を維持するか教職員等に帰属させるか、及び本学が承継を維持する場合の知的財産権の持分割合を決定する。

2 学長は、前項の規定により、当該知的財産に関する決定を行ったときは、当該教職員等に通知しなければならない。

3 本学は、第1項の規定により本学が承継を維持する決定を行った知的財産について、出願等を行うことができる。

(異議の申立)

第6条 教職員等は、前条第1項の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立があったときは、青森大学知的財産審査委員会の意見を徴した上で、異議申立の可否を決定する。

3 学長は、前項の決定をしたときは、当該教職員等及び青森大学知的財産審査委員会に通知しなければならない。

(権利譲渡確認書の提出)

第7条 教職員等は、第5条第1項の規定により本学が当該教職員等からの届出による知的財産の承継を維持する決定を行った場合は、権利譲渡確認書を学長に提出しなければならない。

(任意譲渡)

第8条 学長は、第5条第1項の規定により本学が職務発明等に該当しないと決定した知的財産を当該教職員等から本学に譲渡する申出があったときは、青森大学知的財産審査委

員会の意見を徴した上で、当該知的財産を承継するか否かを決定する。

(任意譲渡に伴う権利譲渡書の提出)

第9条 教職員等は、前条の本学に譲渡を申し出た知的財産について、本学が承継する決定を行った場合は、別に定める権利譲渡書を学長に提出しなければならない。

(制限行為)

第10条 本学教職員等は、本学が当該创作者の知的財産について職務発明等でない決定を行った後又は職務発明等であるがその権利について本学が承継を維持しない決定を行った後でなければ、自らが出願等又は当該知的財産に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

(補償金の支払)

第11条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該知的財産権に係る創作をした教職員等に対し、青森大学知的財産審査委員会の意見を聴いて、別に定める補償金を支払うものとする。

(1) 本学が知的財産の承継を維持（第8条の任意譲渡による承継を含む。次号において同じ。）したとき。

(2) 承継を維持した知的財産について、本学が登録等知的財産に関して法令で定められた権利を受けたとき。

2 本学は、その所有する知的財産権の実施又は処分により収益(収入)を得たときは、当該知的財産権に係る創作をした教職員等に対し、青森大学知的財産審査委員会の意見を聴いて、別に定める実績補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第12条 本学は、前条の補償金及び実績補償金（以下「補償金等」という。）を受け権利を有する教職員等が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職等又は死亡したときの補償)

第13条 前12条の補償金等を受け権利は、当該権利に係る教職員等が転退職し、又は在籍関係等終了後も存続する。

2 前項の権利を有する教職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

3 前2項の補償は、当該教職員等又は相続人の申請を待って行う。

(青森大学知的財産審査委員会の設置)

第14条 本学に、職務発明等に関する事項を審議するため、青森大学知的財産審査委員会

(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第15条審査委員会は、次の事項を審議し、学長に答申する。

- (1) 第4条第1項に規定する届出による知的財産が、職務発明等に該当するか否かの審査に関すること。
- (2) 職務発明等に該当する知的財産について本学が承継を維持するか否かの審査に関すること。
- (3) 第8条に規定する任意譲渡申出による知的財産について本学が承継するか否かの審査に関すること。
- (4) 第6条第2項の異議申立に対する意見に関すること。
- (5) 職務発明等の技術的評価に関すること。
- (6) 知的財産が出願等し得る要件を具備しているか否かの審査に関すること。
- (7) 補償金等の支払に関すること。
- (8) 第3条第2項に規定する知的財産権の実施許諾に関すること。
- (9) その他本学が承継した知的財産の管理及び処分の審査に関すること。

2 審査委員会は、必要に応じ、知的財産を創作した教職員等からヒヤリングを行うことができる。

(組織)

第16条 審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する副学長
 - (3) 青森大学附属総合研究所長
 - (4) 学部長
 - (5) 経営戦略局長
 - (6) 学長が必要と認める本学の有識者等若干名
 - (7) 本学の教職員以外の者で学長が必要と認めた有識者若干名
- 2 審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 審査委員会に、副委員長を置き、青森大学附属総合研究所長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 第1項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 審査委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

(秘密の保持)

第 17 条 本学，審査委員会の委員及び関係者は，知的財産の内容等について，必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし，本学と教職員等が合意の上公表する場合及び本学又は教職員等の責によらずに公知となった場合は，この限りでない。

(転退職後等の取扱)

第 18 条 教職員等が転退職し，又は在籍関係等を終了した後においても，知的財産が当該転退職又は在籍関係等終了前の教職員等に係る職務発明等に該当するときは，この規則の定めるところによる。

(事務)

第 19 条 職務発明等に関する事務は，経営戦略局が処理する。

(外国出願の取扱)

第 20 条 この規則は，外国の知的財産権を対象とする知的財産に関してもこれを準用する。

附 則 この規則は，令和 3 年 3 月 17 日から施行し，この規則施行の日以降に教職員等が届け出た，又は譲渡した知的財産から適用する。